

# 学生の課外活動について

## －第5波感染拡大を受けての注意喚起－

学生の皆さんには、「島根大学公認学生団体（松江キャンパス）の課外活動に関するガイドライン」（6月4日、以下「ガイドライン」）及び「当面の課外活動について」（6月28日）を遵守して日々の活動を行っているものと思います。ご承知の通り、全国的に感染が拡大しており、この度島根県知事から「課外活動における新型コロナウイルス感染症対策について」の依頼がありました。これを受けて本学では、再度課外活動の実施について注意喚起を行います。学生の皆さんは、下記事項を再度確認し、感染対策について十分留意して、充実した課外活動を行ってください。

1. 通常の活動時間は1日2時間までとしてください。活動の際は、手指消毒、マスク着用、対人感距離など、基本的な感染防止対策を厳守してください（体育系サークル、文化系サークル、それぞれの注意事項はガイドラインを確認してください）。
2. 活動終了後は速やかに解散すること、また、飲食を伴う会合は行わないようにしてください。
3. 練習試合、合同練習、合宿等は禁止とします。学内のサークル同士であっても練習試合等行わないようにしてください。
4. 公式大会（連盟等が主催するもの）であっても、参加を希望する場合は3週間前までに活動願を提出し許可されることが必要です。現在、岡山県及び広島県については、緊急事態宣言が出されていますので、こうした地域や本学が毎週公表している「感染注意地域」に定める地域における大会等への参加は、原則として認められません。
5. 大会に参加する場合は「学外者との接触を伴う活動願」を3週間前までに学生支援課へ提出してください。
6. 通常の活動や許可された大会等への参加を行った場合は、活動終了届（時間・場所・参加者氏名・消毒の有無）をその日のうちに顧問及び学生支援課へメールで提出してください。
7. ガイドラインを遵守しない例が確認された場合は、ガイドラインに定めたとおり、直ちに活動を停止させることとなります。

教育・学生支援担当副学長  
肥後功一